

指導教育担当児童福祉司任用前研修

※「児童福祉司スーパーバイザー研修」を今年度から名称変更しました。

日程 【前期】 8月1日(火)・4日(金)・7日(月)

【後期】 2月1日(木)・2日(金)・5日(月)

※詳細は、裏面の研修日程表をご確認ください。

対象

児童福祉司としておおむね3年以上の職務経験を有する職員【定員60名】

(根拠：令和元年6月26日公布(令和4年4月1日施行)改正児童福祉法第13条第6項及び令和3年8月27日付子家発0827第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

ねらい

児童相談所における指導教育担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等の習得及び特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。

研修内容到達目標及びカリキュラム等については厚生労働大臣が示す基準に基づく。

場所

特別区職員研修所(千代田区九段北1-1-4)

カリキュラム

裏面のとおり

※研修全体の流れ※

前期開始まで

- ・事前課題を期日までに提出してください。

前期受講

前期受講後から後期開始まで

- ・e-ラーニングシステムを活用した筆記試験を受験し、合格することが後期日程の参加要件となります。(詳細は別紙参照)
- ・OJTでスーパーバイズを実施し、レポートを期日までに提出してください。

後期受講

後期受講後

- ・全てのカリキュラムを受講された方は修了レポートを提出してください。

令和5年度 指導教育担当児童福祉司任用前研修 日程表

日程	教科目番号/教科目	講師（敬称略）
8月1日 (火) 9:00~ 17:00	9:00~9:15(初日のみ) オリエンテーション	事務局
	1 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	くれたけ法律事務所 弁護士 池田 清貴
	6 行政権限の行使と司法手続き	
	3-1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	同志社大学 心理臨床センター 特任指導員 笹川 宏樹
	3-2 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	
8月4日 (金) 9:00~ 17:00	4-1 子どもの面接・家族面接に関する技術	日本社会事業大学 名誉教授 藤岡 孝志
	4-2 子どもの面接・家族面接に関する技術	
	9-1 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	社会福祉法人 横浜博萌会 横浜いずみ学園 園長 井上 真
	9-2 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	
8月7日 (月) 9:00~ 17:00	5 関係機関（区市町村を含む）との連携・協働と在宅支援	明星大学 人文学部 福祉実践学科 常勤教授 川松 亮
	7-6 子ども虐待対応	
	7-5 子ども虐待対応（家庭復帰と自立支援）	社会福祉法人 二葉保育園 常務理事 武藤 素明
	8 非行対応	国立武蔵野学院 職員
2月1日 (木) 9:00~ 12:30	7-2 子ども虐待対応	愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄
	7-4 子ども虐待対応	
2月2日 (金) 9:00~ 17:00	11 子どもの発達と虐待の影響、子どもの諸問題	社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 理事 奥山 真紀子
	7-3 子ども虐待対応	
	12 ソーシャルワークとケースマネジメント	子どもの虹情報研修センター 研修部長 中垣 真通
	7-1 子ども虐待対応	
2月5日 (月) 9:00~ 17:00	2 スーパービジョンの基本	東京都児童相談センター 職員 港区児童相談所 児童相談課 職員 江戸川区児童相談所 援助課 職員
	10-1 スーパービジョンの基本	
	10-2 スーパービジョンの基本	
	10-3 スーパービジョンの基本	

筆記試験の実施方法について

- 子どもの虹情報研修センターが全体管理者を担う学習管理システム（株式会社ネットラーニングが提供）を利用し、実施します。
（本システムは、子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかしと共通となっています。）
- システム上では、個人情報の登録は行わず、任意の番号を付与し、ID及びパスワードの発行を行いますので、個人情報が外部に漏れることはありません。
- ID・パスワード及びログイン方法等については、前期最終日に研修生に通知します。
（前期最終日を欠席された場合は、別途対応します。）
- 前期日程と後期日程の間に筆記試験を受験してください。合格するまで何度でも受験可能です。（カリキュラムごとに進めていくことが可能ですので、1日で合格する必要はありません。）
- 研修生の合否については、システム上で研修所が確認し、未受験者・不合格者がいた場合は、各区研修担当者にご連絡する場合があります。
- 後期初日の前日までに合格していない研修生は、後期日程の受講はできません。